

## 1年生 保護者 様

## 「奨学のための給付金(新入生に対する前倒し給付)」の案内

## 【制度概要】

府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給しております(返済の必要はありません)。

- 新入生のうち希望者に対して、奨学のための給付金の年額の1/4(4~6月分)を早期に支給します。
- 前倒し給付の申請をただけでは年額の1/4(4~6月分)しか支給されません。別途、7月に通常申請を行うことで残りの3/4(7月~翌年3月分)を受け取れます。通常申請については、後日ご案内します。
- 令和4年度・5年度ともに非課税等の世帯は、前倒し給付を申請せず通常申請のみ行った場合、12月末頃に年額分がまとめて支給されます。

## 【支給対象要件】

- 保護者等全員の令和4年度市・府民税の所得割額が非課税(0円)または生活保護(生業扶助)受給世帯であること。
- 保護者等が大阪府内に住所を有していることなど、詳細は別紙を参照ください。

**※要件に該当する保護者等におかれましては、本校事務室で申請用紙等を配付しますのでお受け取りください。**

## 【申請に必要な書類】①は申請する方全員、②③はいずれかの書類

## ①申請書(保険証等の写し貼付)

**※本校事務室で申請用紙等をお受け取りください。**

## ②保護者等全員の令和4年度府民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税(0円)世帯

・令和4年度(令和3年分所得)市・府民税課税証明書の原本等

**※最新令和5年度(令和4年分所得)の課税証明書ではありません。お間違いのないように。**

## ③生活保護(生業扶助)受給世帯

・生活保護受給証明書(生業扶助が記載されていること)

※令和5年4月1日現在において受給されていること。

## 【提出期限】

**令和5年6月16日(金) 期限厳守**

## 【支給金額・申請から支給までの流れ】

別紙を参照ください。

問い合わせ先

大阪府立野崎高等学校 事務室

TEL:072-874-0911(平日 8:30~17:00)

## 大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金 「新入生に対する前倒し給付」の受給申請手続きについて

### 制度概要

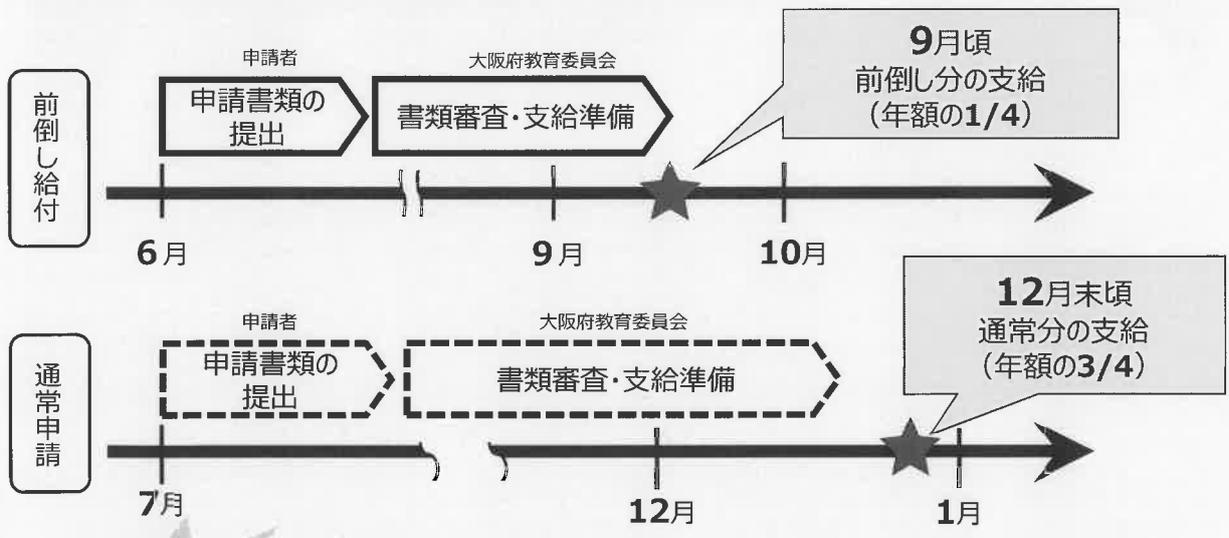
- 新入生のうち希望者に対して、**奨学のための給付金の年額の1/4（4～6月分）**を早期に支給します。
  - ★ 奨学のための給付金とは、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。通常、7月に申請し、12月末頃に年額分が支給されます。
- **前倒し給付の申請をただけでは年額の1/4（4～6月分）しか支給されません。**別途、7月に通常申請を行うことで残りの3/4（7月～翌年3月分）を受け取れます。
- 前倒し給付を申請せず通常申請のみを行うことも可能です。その場合、12月末頃に年額分がまとめて支給されます。（Ⓜ前倒し給付と通常申請は支給要件が異なります。裏面「支給対象となる要件」を確認してください。）

### 支給金額

区分	対象生徒の区分		給付金額（年額の1/4）		
			全日制・定時制	通信制	専攻科
1	生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒		8,075円		
2	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	区分3に該当する兄弟姉妹のいない生徒	29,275円	12,625円	
3		生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合 （※1 ※2） a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校（全日制・定時制）に在学していないこと	35,925円		

※1 年齢及び扶養者の状況は令和5年4月1日現在で判断します。また、扶養の状況は健康保険証等により判断します。  
 ※2 保護者等以外に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません（保護者等は、就学支援金での考え方と同じです）。

### 申請から支給までの流れ（前倒し給付・通常申請）



**ご注意ください！**  
 前倒し給付を申請ただけでは、**4～6月分（年額の1/4）**しか支給されません！  
 通常申請の要件に該当する場合は、**7月に通常申請を別途行ってください。**  
**7月～翌年3月分（年額の3/4）**を受け取れます。

## 支給対象となる要件

前倒し給付を受けるには、**令和5年4月1日現在**において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員の**令和4年度**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税**（0円）又は**生活保護（生業扶助）受給世帯**であること。（※3）
- ② 保護者等が**大阪府内に住所を有している**こと。（※4）
- ③ 生徒が就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象者となる者であること。
- ④ 生徒が高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、原則、令和5年4月1日現在において休学していないこと。
- ⑤ 生徒が国公立の高等学校等に在学していること（大阪府外の国公立高等学校等も対象となります）。
- ⑥ 生徒が令和5年4月1日に高等学校等の第1学年に**新入学した生徒**であること。

※3 **令和5年度**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税**、又は令和5年7月1日現在において**生活保護（生業扶助）受給世帯**である場合は、**通常申請の支給対象となります**。

※4 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

③ 保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。

⑥ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

## 申請に必要な書類

	申請書	生活保護 受給証明書	課税証明書 等（※5）	生徒本人の 保険証の写し	兄弟姉妹の 保険証の写し	通帳等の 写し	在学証明書
区分1：生活保護受給世帯	●	●	—	—	—	●	▲（※6）
区分2：非課税世帯（第1子）	●	—	●	●	—	●	▲（※6）
区分3：非課税世帯（第2子）	●	—	●	●	●	●	▲（※6、7）

※5 次の①～③のいずれかの書類です。配偶者控除を受けている場合であっても、控除対象配偶者の課税証明書等の提出は必要です。

①令和4年度市町村民税・府民税 課税（非課税）証明書の原本

②【サラリーマン世帯の方】令和4年度市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）のコピー

③【自営業世帯の方】令和4年度市町村民税・府民税 納税通知書のコピー

※6 国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通りの学校を介さず申請を行う場合、生徒本人の在学証明書（令和5年4月1日現在の在学を確認できるもの）が必要です（在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます）。

※7 兄弟姉妹が「高等学校等に在学する23歳以上の姉妹」又は「通信制の高等学校等に在学している弟妹」である場合、兄弟姉妹の在学証明書（令和5年4月1日現在の在学を確認できるもの）が必要です。

## FAQ



結果や振込日はどのようにわかりますか。

A. 9月頃に学校を通じて審査結果の通知書をお渡しします。  
支給決定の場合は、通知書の下部に振込予定日を記載いたします。



令和4年度・5年度共に非課税の世帯です。前倒し給付を申請せず通常申請のみ行った場合、金額は変わりますか。

A. 年間で受け取る合計額は同じです。  
前倒し給付は、通常申請とは別に申請を行うことで、年額の1/4を先に受け取る制度です。  
通常申請のみを行い支給決定を受けた場合は、12月末頃にまとめて支給されます。

## お問合せ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

野崎高等学校 事務室 TEL：072-874-0911(平日8:30～17:00)

【制度の概要などに関すること】

大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

TEL：06-6941-0351(代) FAX：06-6946-1141

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>